

## ロールズ『万民の法』

—

ジョン・ロールズ（一九二一・二〇〇二年）は、いうまでもなく、現代リベリズムの大御所ともいえるべき人である（近年死去したから、「あつた」というべきだろうか）。そのような著者が晩年に、一国内の政治秩序構想という枠を超えて、国際秩序について考えたのが本書である。多くの人から注目されるのも当然のことだろう。

リベラリズムに対してしばしば突きつけられる問いとして、非リベラルな体制に対してどのような態度をとるのか——介入か放置か——というものがある。他国への介入は、相手国の人々の自主性を無視することになり、リベラリズムの原理にとって自己矛盾的であるように見える。だが、かといって、そうした国を単純に放置するならば、それはリベラリズムを否定する体制の容認につながり、ひいてはそうした国からの侵略にさらされ、自己の存続が危うくなるかもしれない。このようなディレンマは、古典的には、ナチズムやファシズム、そしてまたスターリニズムへの態度に関して問われたし、現代的には、「テロ支援国家」とされる——そのレッテルの当否はさておき、そのような認識がかなりの程度広められている——国にどう対応すべきかという問題がある。一つの有力な考え方として、しばしば「北風と太陽」という比喻が持ち出されるが、まさにこの比喻に立脚した「太陽政策」への疑問が現代韓国で深刻な問題となっているのも周知のところである。あるいはまた、いわゆる「人道的介入」の是非という問題も、これとつながるところがある<sup>③</sup>。

## ロールズ『万民の法』

こうした問題の所在を念頭におくとき、それに正面から立ち向かうという姿勢をもって書かれた本書が多くの人から注目され、高い評価を受けているのは当然のことといえるだろう。しかし、本書を読みながら自己流に考えていくと、数多くの疑問が浮かんでくる。そのことは本書の問題提起的意義の高さを物語るともいえ、本書の価値をおとしめるものではない。私自身はロールズ理論の全体像を云々する資格があるわけではないが、ただ単に「大学者のお説拝聴」で終わる

のではなく、自分なりに受けとめるにはどうしたらよいかという観点から考えてみたい<sup>①</sup>。

本書は全体として抽象レベルの議論として書かれていて、具体的事例への適用を主要な論点としてはいないが、それでいながら、ところどころでいくつかの実例に言及しており、ある程度まで具体的現実との対応を念頭においているのではないかと思われる節もある。それは本書の有意性を高めようとする意図に発したものののだろうか。しかし、私の感想としては、そうした部分的な言及はむしろ中途半端な結果になっていないかという気がしてならない。もし本書が完全な抽象論に徹して書かれていたなら、実例への適用は別個に進められるべき作業として棚上げにし、本書をいわば自己完結的に味わうこともできたかもしれない。だが、本書がそこにとどまることなく、特定事例との対応関係を想定して書かれているとするなら、その点での適切性が問われなければならない。ところが、その対応関係が、ところどころでほめかされていながら真正面から展開され切っていないという点に、中途半端さと苛立ちのようなものをどうしても感じてしまう<sup>②</sup>。

以下の小文では、そうした実例との対応関係の問題に集中して感想を述べることになる。そのような読み方は理論家としての著者に対する無い物ねだりだとか、外在的批評だというそしりを免れないことは承知の上である。だが、敢えて居直りのにえば、いま述べたように本書自体の中に中途半端な形で実例との関係が言及されたり、示唆されたりしているのである。そうした個所がなければ、それらについての推測は読者の勝手な憶測の域を出ないということになるが、中途半端にもせよ現にそうした個所がある以上、その点にこだわらざるを得ないというのがこの小文の出発点だということを断わっておきたい<sup>③</sup>。

## 二

### ロールズ『万民の法』

本書の議論を思い切って単純化していえば、世界の諸国を、①道理をわきまえたりベラルな諸国の民衆、②リベラルではないが良識ある諸国の民衆、③無法国家、という風に三分類することがまず大前提となる（細かくいえば、その他に、④不利な条件の重荷に苦しむ社会、⑤仁愛的絶対主義が挙げられていて、あわせ

て五分類となっているが、④⑤は補足なので、基本線としていえば三分類となる  
と云ってよいだろう。以下では、④⑤は度外視して、主要対象たる三分類に集中  
して考えることにする。このような三分論に立つなら、非リベラルな体制は②  
と③の二種類に分けられ、リベラルな体制は前者とは共存することができるし、  
そうすべきだが、③に対しては介入が要請されるということになる。これは、①  
のみを良しとする独善性や排他性をとらないよう注意しつつ、それでも可能な国  
際秩序の構想として提出されているのだろう。だが、いくつかの疑問が湧く。

まず、②は①と共存可能だとされているとはいえ、両者は決して等価とみなさ  
れているわけではない。「リベラルな立憲民主制が他の社会形態よりも実際に優  
れている——私はそう信じている」という箇所(八八頁)から明らかのように、  
①は他の体制よりも明らかに上に位置づけられている。そうした序列を前提した  
上で②と共存可能だというのは、「一級下だが、存在を認めてやろう」という恩  
着せがましい発想を感じてしまう。そして、このような問題の設定は、①Ⅱ「わ  
れわれ」、②③Ⅲ「彼ら」という区分を前提し、「われわれ」(①)が「彼ら」  
(②③)にどのような態度をとるかを専ら問題にしているのではないかという気  
がしてくる。相手を十把一からげにすることなく、②と③を区別している点に一  
定のきめ細かさがあるとはいえ、全体の構図としては、「われわれ」と「彼ら」  
の二分法が疑う余地のない前提として保持されているように見える。もつとも、  
この点は、この三分類と現実とをどのように対応させるかという問題とからむ。  
仮に三分類が純粹の抽象論だとすると、現実の「われわれ」の住む世界が①で  
「彼ら」の世界が②③だとは限らないという考えも成り立つかもしれない。この  
点は後で立ち返ることにする。

ともかく、②については共存を説く一方で、③に対しては、寛容の拒絶、正当  
な理由ある強制的介入が明示的に主張されている(一一六・一一七頁)。第13、14  
章のタイトルに「正義の戦争」という言葉が使われていることから、本書の主  
張は、一種の「正戦論」の復活という風にとれる<sup>5)</sup>。直接論じられてはいない  
が、「人道的介入」の理論的な肯定論としても読むことができる(前注1参照)。  
もつとも、直ちに特定の実践的結論を説いているわけではないし、性急な評価は  
慎むべきだろうが、ともかく、これは決して誰もが素直に受け入れるような常識  
論ではなく、むしろ非常に論争的な議論だということは念頭においておく必要が

あるだろう。

### 三

先に述べたように、本書は基本的には抽象レヴェルの議論として展開されていて、特定の国の実情とじかに対応させられているわけではないが、それでいながら、緩やかなながらも種の対応関係が念頭におかれているようにも見える。あえて単純にいつてしまいうなら、欧米諸国（いわゆる「西側先進諸国」）は基本的に①に属し、イスラーム諸国の多くは②であり、いわゆる「テロ支援国家」は③だという対応関係が、多くの読者の頭に浮かぶだろう。もともと、理論家である著者がそこまで単純なことをいつているわけではなく、それだけには尽きない認識を示唆するかに見える個所もある。

まず、欧米諸国についてみてみよう。本書の中には、「現存する諸々の自称立憲民主政体に大きな欠陥があること」を指摘した個所がある。そこでは、それらの国の政府が自分たちより弱い諸国に干渉したり、拡張主義的理由で戦争を始めるといつたことがありうるとされ、実例として、「アメリカ合州国がチリのアジエンデ政権、グアテマラのアルベンス政権、イランのモサデグ政権といった民主政権を転覆させたことが、これに当たる。さらにここに、ニカラグアのサンディニスタ政権を加える人もいるだろう」と述べられている（七三頁）。第一次世界大戦以前の時期には数多くのヨーロッパ諸国が帝国建設に血道を上げていたといふことも指摘されている（七三・七四頁）。こうした個所を見ると、欧米諸国を単純に美化しているわけではないという風にも見える。だが、挙げられているのが過去の例ばかりである——ヨーロッパについては第一次大戦以前、アメリカについては冷戦期——点を重視するならば、かつては欧米諸国も無法なことをやっていたが、現在ではそうでなくなっているのだと考えているようにもとれる。その点と関わって、より重要なのは、次の個所である。

「リベラルな社会が市民に対し、経済的な富の獲得や天然資源の確保、ましてや覇権や帝国獲得を目的に戦争を強いることなど、まず正当には考えられない（もし、ある社会がこうした利害関心を追い求めるとすれば、もはや、

その社会は万民の法を尊重しておらず、無法国家となったのである」(一三四頁)。

この個所は、非常に異なった二通りの解釈が可能である。第一の解釈は、帝国主義時代や冷戦期ならいざ知らず、現代の欧米先進諸国がそういう行動をとることとはあり得ず、ここに書かれているのはあくまでも仮想の事態だということである。これに対し、第二の解釈は、ポスト冷戦期にアメリカとその同盟国が行なった一連の軍事行動——一九九九年のセルビア空爆、二〇〇一年のアフガニスタン攻撃、二〇〇三年のイラク戦争——はいずれも、「人道的介入」「テロとの戦争」「大量破壊兵器をもつ独裁政権の排除」といった大義名分にもかかわらず、実は石油資源確保や覇権や帝国獲得を目的にしたものであり、アメリカを先頭とするNATO諸国こそが「無法国家」だというものである。この二つは天と地ほど違う解釈だが、ロールズの議論はこのどちらの解釈を正当化するものなのだろうか。本書の原書が刊行されたのは一九九九年だから、これらの事態はまだ起きていなかった(セルビア空爆だけは始まりかけていたが、おそらくそれを議論に取り込む余裕はなかったろう)。従って、これらについてどう考えるのかとロールズに問うのは、時間的前後関係を無視した無い物ねだりである。だが、抽象的理論枠組みというものは、現に起きていない事態についても、そうした事態が起る可能性をどこまで取り込みうるかが問われることがあるし、また後の読者の観点からすれば、「もしロールズが二〇〇二年に死なずに、まだ生きていたなら、これらの事態をどのように捉えたであろうか」と思いをめぐらすこともできる。一九九九年時点のロールズがこれらについて何も書かなかつたのは当たり前だが、今日の時点でこれらの問題について考えようとするとき、どちらの解釈がよりロールズに沿っていることになるのだろうか。先に引いた七三頁の記述の延長で考えれば、第二の解釈を正当化することもできそうではある。だが、そうだとすると、アメリカおよびその同盟国こそ「無法国家」だということになるが、本書全体のトーンはそのような考えを示唆しているようにはみえない。他面、五九・七二頁にある「民主的平和」論は、現代の欧米諸国は「リベラル民主国家」だという通念を前提にしているように見え、第一の解釈の方に親近性をもつ。だが、これはあまりにもお目出たい議論ではないかとの疑問を禁じ得ない<sup>⑤</sup>。

どのような分類もありとあらゆる事例をきれいに位置づけることはできず、判断の分かれる限界事例はあるものだといってしまえば、それだけかもしれない。だが、いま問題にした点は、そうした「微妙な限界事例」というだけではすまされない重みを持つ。アメリカをはじめとするいくつかの有力な諸国が、見方によつては①の代表例と位置づけられるのに、別の見方では③とも位置づけられるということだとすると、見方次第で評価が極端に変わりうることになる。①と②の間の境界線と、②と③の間の境界線上に少数の微妙な事例があるというならまだしも、①のチャンピオンと③とが見方次第で入れ替わりうるとなると、この三分類論は、どんな風にも適用可能な変幻自在な議論ということになりかねない。

先に引用した個所に、「自称立憲民主政体」という言葉が出てきた。これは、ある国がそう称していても実際にそうだとは限らないという観点を物語るように見える。だが、マージナルな事例ならともかく、リベラル民主主義の旗手とされているアメリカでも実情が怪しいというなら、確実にそうだといえる国などどこにもないということになりはしないだろうか。いわゆる欧米先進諸国が①の体現者であるとは限らず、逆に、それらの国によって「無法国家」のレッテルを貼られている国も本当に③であるとは限らない——こういう風に考えることは確かに可能ではあるが、その場合には、この三分法の現実への適用はどういう風にでもできることになり、本書の有意性が疑われる。逆に、現実への対応が緩やかながらあり得ると考える場合には、いわゆる「西側先進諸国」「欧米諸国」が全面的に美化されるとまではいわないまでも、かなり樂觀的な——見方によっては過度に樂觀的な——展望の中で見られていることになるのではなからうか。

いわゆる「西側先進諸国」（＝「自称立憲民主政体」の国々）が本当に①に該当するかという問いに関連しては、もう一つ、戦後日本はリベラル民主主義の国なのかどうかという疑問が欠かせない。この点は本書では全く触れられていないが、われわれにとっては深刻な問題である。冷戦期の日本の知識人の間では、「西」「東」のどちらか一方に帰属させられる二分法を超えようとする志向がある程度まであったが、冷戦終焉後、日本は「西側先進国の一員」だと無邪気に考える人が増えた<sup>59</sup>。そうした人たちにとっては、日本がリベラル民主主義の国だということは——なにしろ「自由民主党」という名前の政党が統治し続けてき

たのだから——自明の前提なのかもしれない。だが、この「自由民主」を名乗る政党が「自由主義を守れ」と叫ぶ際に念頭においてきたのは経済活動の自由であり、政治的リベリズムはおよそこの政党にとって縁遠いものなのではなからうか。その上、日本のみならず、ここ数十年世界の大きな潮流となってきた「新自由主義」なるものは、経済自由主義と国家主義（軍事・治安強化）を組み合わせるものであり、政治的リベリズムからはむしろ遠ざかる方向にあるのではないだろうか<sup>(8)</sup>。もちろん、これは本書への感想という点からいえば脱線であり、ロールズ自身がそこまでお目出たい考えの持ち主だと決めつけるわけではない。だが、本書を読んで不思議に思うのは、そうしたお目出たい発想に対する歯止めのようなものがあまり感じられない点である。

ソ連・東欧の社会主義圏解体後、「ソヴェト民主主義こそがブルジョア民主主義よりも高級な、本物の民主主義である」という主張は、かつてそういう考えがあったこと自体が忘れられるほどに徹底して投げ捨てられ、少なくとも表向きの言説に関する限りは、リベラル民主主義が民主主義の唯一の形態だという考えが世界中で支配的となった。ということは、世界中の大多数の国が「自称立憲民主政体」となりつつあるということである。それでいて、それらの国が「本当にリベラルで民主的か」と問うなら疑問符が付くという事情も、日本を含めて多くの場合に共通である。とすると、「自称立憲民主政体」がどこまで「本物」かということが重要になってくるが、この問いに厳密に答えるのは往々にして至難である。しばしば単純なレッテル貼りとして、「あそこの民主主義は見せかけだけだ」「あそこは辛うじて及第点」といった印象論的評価が横行しているように思われてならない。問題の難しさを考えれば、それはある程度までやむを得ないことでもある。だが、とにかくこうした難問を念頭におくなら、「リベラル民主主義の国」(①)と「そうでない国」(②③)という区分は、実地の適用においては恣意的な判断でご都合主義的にあてはめられる可能性が高いことになる。ロールズが本書を純粹の抽象論として書いたのなら、それはそれで一つの問題提起たりうるが、断片的にあれこれの事例に言及して、あたかも現実と対応させることがそれほど難しくないかに示唆している——この点はそう明言されているわけではないが——のは、この難問について無防備ではないのかとの印象を免れない<sup>(9)</sup>。

以上では、いわゆる欧米諸国（および日本）の場合について考えたが、今度は非欧米世界に目を転じよう。本書で非欧米世界の事例として取り上げられているのは、ほとんどもっぱらイスラーム諸国のことであり、仮想の事例でさえも、「カザニスタン」という、いかにも中央アジアにありそうな名前が付けられている。先ずもって、そのような取り上げ方が気になる。おそらく、意図としては、欧米諸国とイスラーム諸国の関係がクローズアップされている現代世界において、《欧米諸国Ⅱ文明、イスラーム諸国Ⅱ野蛮》という単純な等式を批判しようとする狙いがあるのではないかと思われる。だが、このような議論の進め方は、それ自体、「問題なのはイスラーム諸国だ」——裏返していえば、イスラーム諸国以外のことはあまり問題にするに及ばない——という発想を温存することになるのではなからうか。②と③の区別をここに当てはめると、「イスラームがリベラルでないのは確かだが、それでも、良識を持つている場合（つまり②）も多い」「良識を欠いたイスラーム勢力（つまり③）は本当に困ったもので、これは敵とするほかない」ということになる。これは欧米諸国の人にしばしばもたれている通念そのままとはいわないまでも、それをそれほど大きく揺り動かすものではないように思われる。

## ロールズ『万民の法』

「文明の衝突」か「文明の対話」かというような議論が世界をにぎわせたのは記憶に新しい。「衝突」と「対話」（ないし共存）という風にキーワードを対置するならば、衝突より対話ないし共存の方が望ましいというのは誰しもが考えるところだろう。だが、この議論の問題点は、むやみやたらと衝突をおおるタカ派的発想という点だけにあつたのではなく、そもそも「文明」を語る際の単位の区切り方およびその「文明」の内容の捉え方があまりに固定的だという点にあつたのではないだろうか。イスラームにせよ、キリスト教にせよ、それらの中には大きな多様性があるし、そもそもこうした区切り方になじまない地域も多い。欧米の人が想定する「キリスト教圏」は実際にはカトリック圏とプロテスタント圏だけであつて、東方正教圏は多くの場合、視野から排除されている。また、キリスト教とイスラーム以外の文明が広まっている地域のことは——完全に忘れられて

いるとはいわないまでも——いわば「おまけ」のような扱いをされがちである。こういった風な文明の区切り方およびそれぞれの「文明」の内容の捉え方自体を問題としなければならぬはずであるにもかかわらず、本書はそうした点には全く切り込んでおらず、「イスラーム諸国の中にも、案外良識を持った国が多い」という論じ方をするとどまっている。これは支配的ステレオタイプを微修正しつつ再生産することにしかならないのではなからうか。

もう一つの問題として、旧社会主義諸国の位置づけは、本書では過去の問題とみなされたせいも、全く取り上げられていない。だが、近い過去の歴史の問題としても、また現在の体制移行とのかかわりでも、これら諸国の動向は決して視野からはめてみるなら、「スターリン型の社会主義は③だが、平和共存路線の社会主義は②だ」といった見方が提起されうる。これは比較的分かりやすい話であるように見える。だが、それで話が済むかどうかと考えると、いくつかの疑問が浮かぶ。帝国主義時代のヨーロッパ諸国や冷戦期の米国がしばしば侵略性を発揮したことは、先にとりあげた個所でロールズ自身が指摘したとおりである。とするなら、ソ連の対外政策はそれと鏡像的な関係にあったとも考えられる。一方の側の侵略性が他方の側の過剰防衛意識をかきたて、対峙をスパイラル状に強めていくという悪循環の構図は、まさしく冷戦の主要な要素をなしていた。そして、ソ連の対外政策には、「帝国主義諸国は侵略的な本質をもっているのだから、これに対する寛容はあり得ず、侵略排除のために戦わなくてはならない」という考えに立脚する「革命の輸出」論と、「帝国主義諸国も常に侵略的とは限らず、良識をもって行動することもあるから、これとは平和的に共存できる」という考えに立脚する平和共存論の二通りがあったが、これはまさしくロールズの②と③の区別に対応する。つまり、どちらを「われわれ」とし、どちらを「彼ら」とするかを入れ替えても同じような議論が成り立つのである。しかし、そうしたことはおよそロールズの頭の中に見えないように見える。

冷戦期米国の対ソ外交方針には、相手を②的に位置づける発想と、③的に位置づける発想の双方とが並存していたが、どちらかといえば前者が相対的に優勢だったことが、冷戦をとにかくも「長い平和」とらしめたという風にも見ることができる。ところが、冷戦終焉を「一方的な勝利」とする総括が一般化するなかで、

相手を③とみなして、これを叩きつぶすのが正義であり、それが現に勝利しうるという考えが一挙に優勢となった<sup>(30)</sup>。その後の米外交における一極支配・単独行動主義の強まりはここに端を発していたように思われてならない。ロールズが冷戦の終わりをどのように見ていたのかは分からないが、もし②と③の区別論を対社会主義諸国政策にも適用する発想をとるなら、「③としての共産主義に対する勝利」という現在優勢な総括とは一線を画さねばならないはずではなからうか。私はこの小文で何度も「われわれ」と「彼ら」という二分法を問題にしてきた。

「われわれ」という言葉を一人称複数という単純な文法的意味ではなく、「世界政治を左右する主体」という意味で用いるなら、冷戦期にはそれがともかくも二通りあり、どちらの「われわれ」から見るかによって世界が異なって見えるということが明らかだった。これに対し、いまではそのような意味での「われわれ」たりうるのが一つだけだという観念が圧倒的に支配している。そのことが、「われわれ」「彼ら」図式をより固定的なものにしている原因ではないかと思われてならない<sup>(31)</sup>。

現代の旧社会主義諸国（体制移行諸国）についても簡単に考えておきたい。ロールズ流三分類論を前提して、欧米諸国の側から見た旧社会主義諸国の位置づけを考えるなら、その一部は①に「昇格」してEUおよびNATOへの加盟を認められたが、大多数はせいぜいのところ②であり、悪くすると③に転落する危険性さえもある、という風に映ることだろう。そのように見えることにはそれなりの理由がないわけではない。だが、より具体的に個々の例について考える場合、どの国をどこに位置づけるかは必ずしも一義的ではない。現実には、ここでも、「われわれ」（いわゆる「西側先進諸国」）の側の都合次第で恣意的な分類をして、それに応じた政策をとるという要素がなくなってしまうように思われる。つまり、客観的な基準に基づく三分類が先ずあって、それがそれらの国に対する政策を基礎づけるのか、それともむしろ先に政策があって、それを正当化するために三分類が利用されるのか、いずれとも決めにくい状況があるように見える。このような両義性をかかえる点で、欧米諸国の対イスラーム諸国政策と対旧社会主義諸国政策には共通しているところがあるのではなからうか（この問題は本来ならもっとときめ細かく論じなくてはならないところだが、この小文の主題ではないので、敢えて乱暴な問題提起にとどめる）。

いうまでもないが、ここに書いたのは、ロールズ自身が直接触れてはいない事項である。そういった事項を取り上げるのは的はずれだといわれるかもしれない。だが、ロールズの議論自体があたかも世界全体を視野に入れた普遍的な議論であるかの体裁をとっている以上、こうした疑問を回避することはできないのではなからうか。

## 五

これまで、あれこれの国が①②③のどれに属するか確定困難性について述べてきた。だが、その難しさは、個々の国の実情の判定の複雑さだけによるのではない。世界の諸国は相互関係の網の中にあり、そこにおいて主導的な役割を果たす国々——「国際社会」と呼ばれるものの実体はそれらの国々の政権を指している——や有力な国際機関が特定の国に対してどのような政策をとるかが後者の側の反応に作用するという関係がある。そのため、それぞれの国の実情を判断する際に、そうした国際関係を無視して専ら国内事情だけに着目するのは一面的な捉え方に導きやすい。ある国が「国際社会」から敵視されることにより、国際的孤立感を覚え、それがもとで政権が「窮鼠猫を噛む」的に反応して権威主義的支配や排外主義への傾斜を深めるといえるのは、よくある話である。とすると、仮にある国が③的な色彩を濃くしたとして、それはその国だけの問題ではなく、むしろ①を自認する側の国の政策がその国を追いつめ、その結果としてそうした状況を引き起こしたというような関係が想定される。その点に触れることなく、ただ三分類だけをして、③に対しては介入が必要だというなら、結局、「先進国」の自己中心的な政策を克服する視点はもてないように思われる。

## ロールズ『万民の法』

もう一つの論点として、介入の種類という問題がある。本書のうちの「正当な理由のある強制的介入」に触れた個所で、ロールズは「外交的制裁や、経済制裁による介入、また深刻な場合には、軍事力による介入」と三種類を挙げているが（一一六頁）、その書き方は、三者を単純に並べるだけで、それらの間の質的な差については掘り下げていない。第13、14章で「正義の戦争」を論じていることに示されるように、特定の条件下では戦争が正当化されるという考えが基礎にあり、それと関連して、介入の必要性ということが直ちに軍事介入・戦争の必要性に等

置されているように見える。しかし、「介入一般」と「軍事介入」とは質的に区別されるという風に考えることもできるのではないだろうか。

私の本書全体に対する疑問は、誰か(多くは、いわゆる「先進国」の人々)が自分たちを①とみなし、他者を③と判定するときに、その判定が妥当だという根拠はどこに求められるのか、その判定が自分勝手な思い込みにすぎないというおそれはないのか、という疑問にある。しかし、この疑問をあまり突き詰めすぎると、「すべてが疑わしいから何もできない」ということになりかねない。極端な懐疑論に立つなら、大量の人権侵害や人道的危機が生じている(ように見える)ときに、「事実認定についても対応策についても、何が正しいかについての絶対的確信が得られないから、何もせずにいる」ということになりかねないが、それはそのような状況の放置につながり、単純な無関心と変わりないことになる。それを避けようとするなら、それなりに丁寧な検討をした上で一応の結論が出たなら、その考えに基づいて行動するしかない。ただ、その結論が間違っているかもしれないという可能性は常に意識している必要があるだろう。そして、「間違っているかもしれない判断」に基づいて行動するのであるならば、少なくとも取り返しのつかないような形での介入だけは避けた方がよいという考えも成り立つ。アナロジーをするなら、これは死刑廃止論の一つの論拠と似ているかもしれない。裁判も人間の行なうことだから、いくら万全を期しても誤判を皆無にすることはできない。それ自体はやむをえないことで、誤判がありうるからといって裁判制度そのものをやめてしまえなどというのは暴論である。だが、誤判の可能性ということを強く意識するなら、少なくとも死刑だけはやめた方がよいという考えが成り立つ。この論理を転用するというなら、大量人権侵害をおかしている(ように見える)国の政権に対して何らかの介入が正当化される場合があるとしても、軍事介入は「介入一般」とは質的に異なる重みを持つと考えべきではないだろうか。それを絶対に排除すべきだとか排除できるとまで言い切る自信はないが、少なくとも、その重みを銘記するならば、先の引用箇所のように無造作に三種類の介入を並列するのは安易ではないかという印象を免れたい。

(二)「人道的介入」については、研究ノート「コンゴヴォ問題と『人道的介入(干渉)』論

——日本における国際政治・国際法研究者の言説をめぐって」、およびイグナティエフ『ヴァーチャル・ウォー』および『軽い帝国』に関するそれぞれの読書ノートを参照。研究ノートは、<http://www.j-u-tokyo.ac.jp/~shikawa/ongoing/notes/> 読書ノートは、<http://www.j-u-tokyo.ac.jp/~shikawa/ongoing/books/>にそれぞれ収録。

(2) 本書の基本的な発想を早い時期に提出した講演として、ジョン・ロールズ「万民の法」ステイヴン・シュート、スーザン・ハーリー編『人権について——オックスフォード・アムネステイ・レクチャーズ』みすず書房、一九九八年所収がある。また、解説として、渡辺幹雄『増補新装版・ロールズ正義論の行方』春秋社、二〇〇〇年、付章二、石山文彦「リベラリズムと政教一致体制——ジョン・ロールズ『諸国民の法』におけるリベラリズムの自己抑制」『法哲学年報』二〇〇二年版、有斐閣、二〇〇三年も参照。

(3) 本文で取り上げるのとは別の事例だが、第二次大戦中の爆撃について触れた箇所もある。空中からの大量爆撃は大量の非戦闘員の殺傷を伴うから、たとえ戦争目的が正当化される場合であっても、そのような戦闘手段をとることが許されるのかというのは深刻な問いである。ロールズによれば、一九四一・四二年にイギリスがハンブルグやベルリンに爆撃を行なったのは、民間人を犠牲にしたにしてもやむを得なかったものであり、「最高緊急事態特例」によって正当化される。これに対して、一九四五年にはもはやそのような特例の必要性はなくなっていたので、ドレスデン爆撃、東京その他の都市への焼夷弾爆撃、そして広島・長崎への原爆投下のいずれも正当化されない、と説かれる(一四〇・一四八頁)。この違いは、他の手段がなかったかどうかということの説明されており、ある時期まではやむを得なかったが、ある時期についてはそうはいえない(正当化できない)とされている。これはこれで一つの考え方もかもしれない。だが、こうした問題をめぐっては、おそらくは判断の違いがずっと残るだろう。こうした事例を取り上げると、結局、各当事者はそれぞれに、自己の行動を「これは最高緊急事態特例で正当化できる」と主張し、他者の行動を「絶対正当化できない」とみなすといった対立がどこまでも続くのではないだろうか。

## ロールズ『万民の法』

(4) このノートの原稿を一通り書いた後で、インターネット上で本書への反響を検索してみたところ、谷川昌幸という人の書評が目にとまった(<http://www.edu.nagasaki-u.ac.jp/private/tanigawa/review/rw1s.htm>)。はじめの方に「こんな議論はダメだ。むしろ、ロールズともあろう人がなぜこんな議論をするようになったか、そちらの方がはるかに知りたいところだ」とあり、相当強い批判論である。やや乱暴な決めつけではないかと

感じられるところもあるが、このような反撥を誘発する要素がロールズの中になくはないという気もする。私はロールズの議論に対して谷川とある程度まで似た違和感を懐くところもあるが、その違和感のよって来たるゆえんをもう少し丁寧に考えてみたい。

(5) 「新しい正戦論」については、近年、急速に議論が高まっている。さしあたり、杉田敦「二分法の暴力」『思想』二〇〇三年一月号（後に、杉田『境界線の政治学』岩波書店、二〇〇五年に「追記」を伴って収録）、山内進編『「正しい戦争」という思想』勁草書房、二〇〇六年、山内進「二〇世紀の新政戦論——グロテイクスの再生とアメリカ」『思想』二〇〇七年一月号など参照。

(6) 「民主的平和」論については、ブルース・ラセット『ボックス・デモクラティア』東京大学出版会、一九九六年。批判的検討として、石田淳「国内政治体制と国際紛争——デモクラティック・ピース論再考」『平和研究』第二二号（一九九七年）、土佐弘之『安全保障という逆説』青土社、二〇〇三年、第四章、大芝亮・藤原帰一・山田哲也編『平和政策』有斐閣、二〇〇六年、二二・二四、二八、九六・九七頁など参照。

(7) 塩川伸明『《20世紀史》を考える』勁草書房、二〇〇四年、第九章参照。

(8) この問題は「リベラリズムとは何か」という大問題にまで広がる可能性があるが、いまそこまで考えている余裕はない。さしあたり、短文での問題提起だが、塩川伸明「三つのリベラリズム——市場経済（自由経済）・経済自由主義・政治的リベラリズム」『比較経済体制研究』第一〇号、二〇〇三年、七二頁参照。この小文は、<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/~shikakawa/ongoing/works/> に全文リンクしてある。

(9) 関連する問題として、国内社会における政治的リベラリズムの条件として「穏当な多元性」という言葉が頻出するが、何をもって「穏当」とするのかの基準は明示されていない。ある国の政権担当者が「穏当ならざる多元性」とみなしたものを抑圧する政策をとるなら、それはリベラリズムの枠内なのだろうか、枠外なのだろうか。

(10) 冷戦の終わり方という問題に関し、前注7参照。

(11) 脱線になるが、前注3で挙げた事例も、正当化される爆撃と正当化されない爆撃を区別しているとはいえ、英米を「われわれ」、ドイツと日本を「彼ら」とする図式自体は一貫した前提となっている。

## ロールズ『万民の法』

\*ジョン・ロールズ『万民の法』岩波書店、二〇〇六年 (John Rawls, *The Law of Peoples*, Harvard University Press, 1999).

ロールズ『万民の法』

(二〇〇六年十二月・〇七年一月)

塩川伸明読書ノート。  
<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/~shiokawar/ongoing/books/>